

第24回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年10月20日（月）

会議の成立

委員総数14名 出席委員数10名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 井上、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 荒井、浦西、小野寺、田巻

前回（第23回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回も、「きょうどう」に関する議論を行った。
- ・条例の中で「共働」をどのように表していくかということを中心に話し合い、その中では住民自治と団体自治についても議論された。
- ・「協働」と「共働」では活動母体が違うという意見や、その根底には「共働」があるというような意見が出された。
- ・委員においては一定程度の理解に達したのではないかとということで、全体構成を再確認する意味も含めて、理念、原則等を一旦まとめた資料を提案することで了解を得て終了した。

配布資料について

〔中山座長〕

- ・配布資料について、事務局から説明させる。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、（仮称）まちづくり条例「共働」と「理念・原則」については、議事に入ってから改めて説明したい。
- ・資料2は、第23回の市民会議概要録。

〔中山座長〕

- ・委員持参資料はないか。
- ・ないようなので、早速議事に入る。

「共働・協働」及び「理念・原則」について

全体構成（タイトル表現）についての議論

〔中山座長〕

- ・今までの議論がある程度まとまりつつあるので、文章にしたものを事務局で作成した。
今日は、それを資料として配布しているので、事務局から内容の説明をさせる。

〔事務局～企画課長〕

- ・ 1～2ページは、これまで議論のまとめを数回配布しているが、これまでのおさらいという意味を含めて、まとめた形で配布している。
- ・ 1ページは、条例の章立て及び条文の項目について一定の議論を終えて、このような形で今後、各条文の具体的検討に入っていくことを確認しているので、改めて提示した。
- ・ また、「第1章 総則」及び「第2章 自治の基本原則」までは、これまで議論を行い一定のまとめをしているが、その内容を2ページに記載している。
- ・ 第1章の第1条～第3条の部分は文言での整理をしてきており、今まで確認した内容を書いている。
- ・ 第2章については、条文案として出すと議論がそれに引っぱられる可能性があるということで、条文に盛り込むキーワードを抽出していくという作業を行ってきて、これまで第8条までの確認がされている。ただし、第7条「きょうどう」については一旦保留という形にして、ここ3回の会議で内容を固めるべく話し合いを行ってきた。
- ・ 3ページが今回の協議資料となるが、前回会議で「共働・協働」について、一定の議論を経たので、まとめに入ろうということになった。
- ・ これを受けて、できるだけ1本にまとめた形で示したいと考えていたが、会議録を振り返ってみても、理念や原則の中で「共働」をどのように扱っていくかということが完全にまとまりきっていないと感じ、結果、3つの案として提示した。
- ・ それぞれの文言、特に基本理念については、前ページにも書いてあるキーワードをすべて条文に組み入れたもので、非常に分かり難いものになっている。この文章内容については、今後の協議を経て完成形になっていくものと考えている。3案の説明に入る。
- ・ のパターンについて。これまで「共働」と「協働」の定義を明確に分けようと議論をしてきたが、無理に分ける必要もないのではという意見も出てきた。最終的に前回会議では、まちづくりの根底にあるものとして基本理念に「共働」を入れて、基本原則の中でこれまで行政が推し進めてきた「協働」を表してくという案。
- ・ について。基本理念の中で「共働」を謳い、基本原則からは「きょうどう」を削除する案。「共働」については、あくまでも理念で整理しようとする考え方。
- ・ について。これまで、原則の中で「共働」の議論をしてきたということから、理念には「共働」を置かず、「共働の原則」として位置付けていく考え方。
- ・ 前回までの議論経過を踏まえ、理念あるいは原則の中で「共働・協働」をどのような形で使っていくのか固めてもらえれば、文言整理を含めてこの後の作業に入っていくことができると考えている。
- ・ できれば、今日の会議で固めてもらいたい。

〔中山座長〕

- ・今の説明のとおり、全体構成はこういう形でまとまったということで改めて提示したもので、これはこれで良いかと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・構成の部分で気付いたところを言いたい。
- ・「第2章 自治の基本原則」に「第6条 参加・参画の原則」が謳われているが、これに対する各論が「第3章 市民」の中にないので、参加参画の条文を加えるべきだと思う。
- ・具体的には、この条例の中では、市政の企画から評価までのプロセスに市民が参画していくことが大事になってくると思う。
- ・それから、参加参画というのは地方自治法には謳われていない。このことから、市民が初めの段階から事業に関わっていくことを位置付けなければならないと思う。

〔高橋委員〕

- ・参加参画というからには「one of themの魂（理屈）」を盛り込みたいと思う。
- ・全員の中の一人という存在でどのように参加していくかということで、それぞれの役割や個性、権利があって、one of them から上がってくるものを吸収できるかということもある。そういった仕組みを整えることが条例のシステムとして大事なことだと思う。

〔中山座長〕

- ・言いたいことは分かるが、どのようにしたら良いのか。
- ・「議会」の章にも市民参加があり、第6章にも意見・パブリックコメント、住民投票などがあるが、その他に市民の章で何か設ける必要があるということか。

〔高橋委員〕

- ・その流れの中だと思う。以前、笠原委員が言っていた、参加しないのが悪いが参加しない者もどうにかしなければならぬという理念がどこかに表れれば良いのではないか。
- ・その場合、参加しない者が悪いと突き放すより、参加できるシステムを構築することが肝心だと思う。

〔中山座長〕

- ・逢坂副座長は、「市民」の章に項目を設けるべきということか。

〔逢坂副座長〕

- ・「市民」の章にいれた方が良いと思う。
- ・市民の側からすると参画したいということが出てくるとし、行政側の考え方からは市民が参加し易い環境等を整えることを位置付けることが参加の考え方。
- ・「市政運営の仕組み」で具体的に出てくるだろうし、「議会」の章にも出てくるとし、さらに総合計画や行政評価に関する条文でも市民参加（参画）は出てくるだろう。
- ・そうしたことから、ここでは総体的な形で、市民は参加できることと、行政はその参加を妨げずに支援していくということをお大卒で謳う程度にして、あとは各論ではめ込んでいくようにしたら良い。

〔中山座長〕

- ・もの凄く単純に考えると、網羅的に「市民」の章に「参加参画の支援」という1条を加えるというのとは違うのか。

〔笠原委員〕

- ・個人的には、参加と参画は基本的に違うのではないかと思う。
- ・参加とは、まちづくりに対して市民が参加するという漠然としたもので、権利でもあり義務でもある。参画の場合は、まちづくりを支援する執行機関などに対して計画段階から行政評価までの意思反映と監視というように分けて考えた方が良いと思う。
- ・市民同士の関わりによる行動で参画というのにはあり得ない。参加はあり得る。
- ・これまでの議論の流れから、個人が主体で住民自治の確立を目指すというフィールドであれば、基本的には「参加」しましょうという話。それが、行政（執行機関）が関わるものであれば「参画」、大きく括れば「参加」でも悪くないが、意識付けにつながるのではないかと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・とりあえず、この部分ではそういった要素が足りない感じがした。
- ・それに関連して、資料2ページにある用語の定義の中で、「まちづくり」と「市政」に分けて定義している。
- ・そうすると、まちづくりに対する参加参画と、市政に対する参加参画という2つの考え方が出てくるのではないか。

〔笠原委員〕

- ・まちづくりといった場合には、用語の定義の「3」に書いてあるようなことがメインで、「4」の市政との関わりでは参画となるのではないか。
- ・線を引いて分けられるものではないが、重点的に考えればそういうことになる。

〔中山座長〕

- ・今の話を聴いていると、参画というのは残しておいた方が良さそうな感じがする。

〔笠原委員〕

- ・おそらく、総合計画を含めたいろいろな計画の段階で、この市民会議のように市民主体で進められることになるのではないか。

〔中山座長〕

- ・全体構成で「第3章 市民」の中に「市民の参加・参画の推進」というような項目を加えることとしてはどうか。
- ・それでは、加えた形で詳細を検討していく。

〔笠原委員〕

- ・おそらく、全体ができてきた段階で見直すことになるので、とりあえずという形になるのでは。

〔中山座長〕

- ・その他、何かないか。

〔逢坂副座長〕

- ・構成の「第6章 市政運営の仕組み・制度」の第30条に「情報公開」となっているが、どういう形でこの文言になったのか分からないが、第13回会議の資料1では、「情報の共有」となっている。
- ・情報の公開とは、情報公開条例を意味しているのかと思うが、それは既にできている。

- ・だから、日常のまちづくりや市政への参加するための情報の共有、行政は市民に分かり易い情報をどのように伝えるのかという位置付けをもう少し明確にするという意味で、第18回会議の資料4にも出ていたが「情報の共有・公開等」のような項目に変更してはどうか。

〔笠原委員〕

- ・第5条の「情報共有の原則」の中で、今言われたことがすべて含まれている。

〔逢坂副座長〕

- ・原則には含まれているが、各論の中でも謳う必要はないだろうか。

〔笠原委員〕

- ・各論としては、情報の発生と収集力と公開力で、パワーの度合いが個人と執行機関では全然違うので、市民同士の活動もある意味でNPOや行政機関でコミュニケーションがとれるようなものも考えておいた方が良いと思う。
- ・第30条では、一般的な市政運営についての情報公開の原則を書いているだけで、共有については第5条の原則にあるので、問題がないのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・原則が情報共有になっているので、各論でも同じように情報共有の要素を分かりやすくした方が良いのでは。

〔笠原委員〕

- ・理念、原則は、すべての分野にその考えが盛り込まれ、整合性が図られるという考え方からすると、ツリー状につながれば良いのかと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・そうなると、情報の公開しか繋がらない形になる。

〔笠原委員〕

- ・目次的に見るとそうなるが、例えば、「市民」の章でも、市民の権利・責務や市民活動、コミュニティの部分で、市民が発する情報をどのレベルでどんな形で共有できれば良いのかという問題が出てくる。

〔逢坂副座長〕

- ・だから、その辺を第30条できちんと位置付けしておいてはどうかということ。
- ・行政側がまちづくりのための情報を分かりやすく提供するということと、まちづくりを進めるために、市民が声を発しやすい環境を行政がつくるという意味で、「情報の共有・公開」といったように「共有」が先にあった方が良い。

〔中山座長〕

- ・「共有」というのは重要な言葉だと思うので、第30条に追加した方が良いと思う。
- ・そうすると、原則の方も「共有と公開」にした方が良いのではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・両方一緒にした方が良いと思う。
- ・その辺は、前々回の会議で委員から意見が出されていた。

〔笠原委員〕

- ・順番的には「公開」されて「共有」できる、「共有」するために「公開」するということ。

〔逢坂副座長〕

- ・共有の前提が公開である。公開するだけでは駄目で、共有することが大事。

〔笠原委員〕

- ・その仕組みをどこでどのように作るか。

〔逢坂副座長〕

- ・それが、この第30条の部分でちょっと枝葉を付けるような形になる。

〔中山座長〕

- ・なぜ、第5条には「情報公開」という言葉が出てこなかったのか。

〔逢坂副座長〕

- ・それについては、前々回に意見を述べたが、うやむやになってしまった。

〔笠原委員〕

- ・自分の認識としては、「公開」があって「共有」できるという目的、目的のための手段が「公開」である。

〔中山座長〕

- ・原則は手法を述べる所でもあるので、「共有」が目的であれば、ますます「公開」は言葉としてあった方が良い気がする。
- ・法律上、書き方はあるのだろうか。

〔笠原委員〕

- ・法律的には情報公開条例しかないと思う。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・原則は手段であることや、「公開」があって「共有」という話であったが、条例に基づいてまちづくりを進めていくための原則として「情報を共有」するということであれば、その下の条項で、「共有」するために行政が「情報を公開」するとして、細かいことは情報公開条例で規定するという形になるのではという気がする。

〔逢坂副座長〕

- ・「共有」を前面に出した方が、市民と行政の関係付けでは分かりやすいのではないか。

〔高橋委員〕

- ・このことは、前に話し合っていないか。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・8月の第20回会議で、同じような話をした経過がある。

〔高橋委員〕

- ・その時と違うことを決めると、おかしいことになるのではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・個別条文については、今回資料の1Pに掲げたもの以外の委員提案事項等は、具体の協議段階でその都度加除していくということになっている。これで決まったわけではない。

〔中山座長〕

- ・逢坂副座長から出された、第30条に「共有」を追加するというのは括弧付けで残して、詳細の検討段階で結論が見えてくると思う。
- ・その他、全体構成で何か意見等はないか。

〔高橋委員〕

- ・市政の条例をつくるのであれば、第4～6章が充実しているので良いが、まちづくり条例ということであれば、第3章（市民）の条文を増やしても良いのではないかと。何を増やすのかと言われると困るが。

〔笠原委員〕

- ・進め方の話だが、今は、構成の部分でいうと第2章で止まっている。
- ・構成については、ある意味で順番だけの話なので、今は話し合わなくても良いのでは。
- ・第3章以降、後でざっとやっていくことになると思う。事務局が言ったように最終的に修正をしていくことになれば同じことの繰り返しになる。効率を考えると、3ページの内容から議論した方が良いのではないかと。

〔事務局～企画課長〕

- ・構成については、柔軟に動かすことは可能である。

〔笠原委員〕

- ・そうでないと、最終的に条文の素案を出されたときに、また行ったり来たりすることになる。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・今回の資料の1～2ページは、条例をつくり始めて、全体構成と目的から位置付けまでの話は一度済んでいて、ある程度固まっている。数回にわたって決定した内容を改めて確認する意味で出したもの。
- ・資料のメインは、前回の協議に沿って作成した3ページである。

〔中山座長〕

- ・構成の修正等は各論に入った段階で、随時行うこととしたい。
- ・ただ、今出された「情報共有・公開」については、必ず再検討することにする。

「共働・協働」と「理念・原則」について

〔中山座長〕

- ・それでは本題の「きょうどう」の話に入る。
- ・事務局からも説明があったが、3ページに書いてあるように考え方をひとつにまとめることはできなかった。
- ・「共働」を原則の中でという話だったと思うが、その考え方は「 」案である。
- ・そうではなく、「協働」の考え方があるので、それを活かした上で理念として「共働」を説明するという形が「 」案。
- ・理念で述べるが、原則では「きょうどう」という言葉をまったく出さないという「 」案、この3種類の案が考えられる。
- ・前回の会議でも、最終的にどこにどのように「共働」を位置付けるかという話だったと思うが、今日はその辺を固めたい。

〔笠原委員〕

- ・先ほど、事務局から「後ほど提案」という話があったが、これから話し合っ、それが覆るというような話になるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・そうではなく、その後の個別条文の進め方のこと。
- ・この部分は一番重いところで、「共働」という皆さんの思いをどういう形で理念や原則の中で固めるのか、その結論を出してもらえれば、個別条文の検討に入ることができるので、その作業手順を事務局として提示させてもらいたいということであり、この内容を変えるということではない。

〔笠原委員〕

- ・資料の内容を読んだが、案については、理念の中の初めの2項で住民自治「共働」が明確に謳われていて、3項目の「…市政を運営する」という段階で「協働」的な内容が書かれ、その次の「国、北海道…」の部分が団体自治として、国や道に対する自治権を確立するという意味での団体自治が表現されているように思う。
- ・第7条（原則）の部分を見ていく中で個人的な意見を言うと、1行目の「それぞれの…認識し」と「相互理解と…に基づき」を入れ替え、「互いに対等な関係・立場で」を削除すると、最終的に「共に取り組む」ということで、今までの議論から考えても非常に良いと思う。
- ・しかし、これがなぜ「協働」の原則と表現されるのか疑問である。まさにこれが「共働」で良い気がする。
- ・あえて「互いに対等な関係」を入れることに、これまで北見市で行ってきた「協働」の意識を強く感じてしまう。
- ・案については、「行政から独立したもの」とあるが、以前から言っているように、行政から独立というより市民が自分達の手でやろうという意思の部分での「共働」であり、この辺が「共働」から「協働」を含めてグラデーションのような感じで、まちづくりの主役である市民の主体性の確認と執行機関との関わりの形の表現として、文節の組み替えはしたが、非常に分かりやすくできていると思う。
- ・第7条の部分再度言うと、「市民、議会及び市長その他の執行機関は、相互理解と相互の立場を尊重した信頼関係に基づき、それぞれの役割や責務を認識して、それぞれの特性を生かし、地域の特性と独自性が活かされた個性豊かで魅力あるまちづくりを推進するよう共に取り組むものとする。」となる。
- ・これがなぜ「協働の原則」となるのかという点だけが引っ掛かるが、説明文としては、基本理念も第7条の原則も納得できるものである。

〔中山座長〕

- ・この部分は、前回の会議で合田委員から発言があった「協働」には、市民同士とそれ以外（行政が関与）の2種類がある。
- ・北見市の場合はそのような形で動いているということがあった上で「共働」の考え方を共有しようということで、原則には具体化された手法を書くべきと思ったこともあり、「協働」を用いた。
- ・ただし、基本的な理念としては「共働」であるということで、このような書き方もあるのではないかという案である。
- ・この辺りについて議論願いたい。

〔水口委員〕

- ・こういう書き方は非常に曖昧である。理念と原則で使い分けることが不思議である。
- ・前は欠席したので何とも言えないが、前々回の会議で「共働」という意見で大筋の方向性が決まったのではないか。
- ・だとすれば、基本原則も「共働」である。そうでなければ意味がない。
- ・これまで何十回も論議してきて、なぜ第7条に「協働」が出てくるのか理解できない。

〔中山座長〕

- ・それで、今日話し合ってもらうために ~ の案を提示している。

〔水口委員〕

- ・このような案が出てくること自体が理解できない。ここまで論議してきた中でこんなものが出てくるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・これは、事務局が一方的に作成して出しているものではなく、前回は「共働・協働」を議論がされた中で、例えば 案で言うと、豊田市では一番上に「共働」を掲げているが、実はこれはまちづくりの一番下（根底）にあって、その上に市民同士あるいは市民と行政の「協働」もあるという意見が出された経過を踏まえて、まちづくりの原点は「共働」ということから理念に掲げ、これまで行われてきた市民と行政の連携・協力も否定するものではなく「共働」の一部であるという話があったので「そうすると 案の考え方もありますよね」ということで提示している。
- ・これで決まりということではない。これが違うというのであれば、違う理念と原則の枠組みをきちんと作ってもらいたい。そのための「たたき台」として3案を提示したものと理解してもらいたい。

〔中山座長〕

- ・事務局から説明があったとおりである。
- ・水口委員の立場も理解するが、中にはこうした意見や考え方があったのも事実である。

〔水口委員〕

- ・前々回も言ったが、運用段階では「協働」を使っても理念や原則では「共働」だということに理解していた。
- ・それ以外にはない（考えられない）。この会議の8割方の委員は同じ意見だと思う。
- ・だから、前々回は「きょうどう」については勝負が決まったと思って安心して帰った。
- ・これで北見市のまちづくり条例は決まったと思った。

〔高橋委員〕

- ・ここに書いてあるのは「協働」の原則ではないはず。

〔水口委員〕

- ・だから、ここで「協働」という言葉が出てくるのか疑問ではない。
- ・前々回の会議でその方向で決まったはず。座長もそういう言い方をして確認したはず。
- ・だから、ここは「共働」という字でいくしかない。

〔高橋委員〕

- ・原則で書くなら、この段階で分けておかなければいけない。

- ・「協働」の話が出てくるなら、運用において必要であるとか財政再建など、もっと「協働」に特化した形で盛り込まれると、しかるべき形に近づくのではないか。
- ・今の内容（案の原則）だと、案の例2、福岡市の「共働」の考え方と同じになっているので、そもそもこれが「協働」のことではないと思う。
- ・もし、「きょうどう」の原則を書くのであれば、今まで識別しようという議論を進めてきているのだから、そういった形で識別した方が分かりやすいと思う。

〔中山座長〕

- ・前回会議の最後で自分が勘違いをしたのか。
- ・基本的には原則だが理念にもあり得るといえるときに、原則には運用（方法論）として「協働」もあるので、それを入れても良いのかと思ってしまったが、そういうものではないということか。

〔水口委員〕

- ・自分の中ではそういう理解をしていた。運用段階で「協働」を使うことはやぶさかではない。

〔中山座長〕

- ・高橋委員が言ったような具体的内容になると原則ではなくなるかもしれないが、「協働」の使い方としてはあるのかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・全体構成を見た場合、第3章では「共働」がかなり多く出てくるだろうし、第4～6章では「協働」が大きく出ながら、市民側の「共働」が主体ではない。
- ・「協働」がどう関わるかという、関心だとか今までの状態に留まると思う。
- ・構成を踏まえた上であれば、今までの協議で違いが見えてきているので、分けてしまうことが分かり易い気がする。第7条では「共働」と「協働」のことを明確に書くべきだと思う。
- ・これまで「共働」の明確化は進んできているが、「協働」については今まで通りということで、おざなりになっている感もある。

〔中山座長〕

- ・理念や原則で「共働」を述べた上で、各論（第6章など）で「協働」が出てくる形になるのか。

〔高橋委員〕

- ・理念側は漠然としたものであり、どちらかという「自治」の話がメインになっている。本来的に「共働・協働」の話が薄れてきている。

〔中山座長〕

- ・前回の議論でも確認したはずだが、原則の中に「協働」を入れて、理念はそういうことではなくまとめた方が良いのではないかという意見が多かったと思うが。

〔高橋委員〕

- ・理念の中で「自治」に関する話が出て、原則では「共働」という今まで知られていない言葉で「協働」とは違う感じで、「協働」も捨てるのではなく強調していくのであれば、その段階で書くことで条文全体の目的や用途が見えてくると思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・今の意見からすると、案の基本理念で「共働」のまちづくりの考え方で基本原則でも「共働」という形になるということが良いか。

〔高橋委員〕

- ・第7条で、字の違いがはっきりすると各論に入ってからが分かり易くて良いと思う。

〔中山座長〕

- ・ということは、第7条でふたつの字を出すということか。

〔高橋委員〕

- ・全体構成を見てから思ったが、その方が分かり易いのではないか。

〔合田委員〕

- ・今まで煮詰めてきた中でどう表現するのだが、基本理念と原則では「共働」を押えなければならないと思う。
- ・したがって、第7条は「共働」によるまちづくりの原則ということをきちんと打ち出して、「共働」と「協働」の違いを明確にした方が良い。それで、私たちは「共働」でいくという姿勢を出していくことが大事。
- ・先日、宗像市が取り組む資料を見たとき、「自律・共生・協働」の精神でコミュニティを推進する状況が書かれていた。
- ・個人的には、「共働」で大事なものは「自立」と「共生」であり、それが底辺にあって「協働」が出てくると思う。それが無いかぎり、継続したまちづくりはないと思っている。
- ・「協働」の根底には「自立・共生」が大事だと思うので、その辺を原則で明確にして進んでいくべき。
- ・第3章や第4章では「協働」も出てくるかもしれないが、理念と原則では「共働」を明確に表現すべきである。

〔杉本委員〕

- ・3ページの案で、理念と原則で言葉を分けようとする意図があるようだが、分ける必要はない。
- ・この条例の目的は、どうすると自治が上手くいくかということで、自治を目的にしているものに対して「協働」も「共働」も方法論であり、それを理念と原則で分けること自体がナンセンスである。
- ・基本路線は、どうやれば住民主体の自治が実現できるかということを目的にすれば、理念では住民自治の方の「共働」があるし、行政側の場合は「協働」もある。
- ・自治の精神を理念できっちりと謳えば説明がつくと思う。自治の精神をどちらかの言葉に当てはめるという強引なことではなく、どうすると自治が上手くいくのかということで、この会議では「共働」という言葉を見つけたし、「協働」の分析も進み欠落部分も見えたので、これは方法論と考えて使っていきべきだと思う。
- ・その方法論の名称を理念にそのままくっ付けてしまうのは本末転倒で、自治の精神だけを理念に謳えば良いと思う。
- ・3ページの案で「理念＝共働」、「原則＝協働」となっているが、こう分けてしまうとより辻褄が合わなくなると思う。

- ・この会議の中で「共働」という言葉を見つけたのも良いのだけれど、それはまちづくりの分野の1つでしかない。だから、そこに問題を集中しない方が良いのかもしれない。つくった「共働」に左右され過ぎている感がある。

〔高橋委員〕

- ・第4条では自治の考え方があって、これに過不足を補っていけば良いと思うし、第7条では「共働」の話が出てきているので良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・原則となると、ここで目的を謳うのか方法論を謳うのか、という考え方で統一しても良いのかと思う。
- ・第2章の基本理念や原則でも、こういった文面の作り方であれば、最終的な落とし所にもっていくやり方が良いのではないか。

〔中山座長〕

- ・つまり、案に「基本理念 = 共働」と書いてあるが、そもそも「 = 共働」ではないということか。

〔杉本委員〕

- ・そう思う。というのは、市民が主体という「共働」はあるが、違う方法論が考えられるとそれに換えられてしまう。
- ・基本理念として市民が主体であるとか、市民自治という最終目的だけは揺るがせない。理念というのは最終目的のようなものを据えるべきもので、原則というのは現時点で考えられる目的に向かっての方法論だと思う。

〔高橋委員〕

- ・結果オーライである。2ページに戻ると、第4条にキーワードが箇条書きされて囲みで「団体自治と住民自治を明確に」と書かれている。

〔中山座長〕

- ・そうすると、やり方としてはどちらかと言えば案なのか。

〔笠原委員〕

- ・条文解釈的に言えばそういう形もあり得るが、この会議では、初期に「協働はどうだ」という話があり、いろいろ突き詰めて実態を見ていくと、新しい北見市のまちづくりには役不足ではという発想が出てきて、用語を探した結果として「共働」が出てきた。
- ・ここで差異を分析的に言うという方向性ではなく、新北見市のまちづくりのテーマ性、コンセプトとして「共働」を使うこと。
- ・これが、個々にどうこう言うよりも、「共働」の言葉を使うことにより、1市3町の住民が北見市民としての意識を持てれば良い。そういった役割だと考えると、理念に出しても原則に出しても別段問題はない。
- ・「参加・参画」の話の中でもあったように、条例上や法律用語という話でもないの、ここである程度の幅を持たせた考え方で使っていた方が良く、具体的な方法論や手段として考えない方が良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・そういった部分でいけば、北見市の状況などを説明する前文で謳った方が良い。

〔笠原委員〕

- ・一般的な条例では、無駄を省いて並べていった方が良いと思うが、これは一般市民が寄り集まって話し合っただけで考えるもので、いたる所に用語を散りばめることによって、新しい市の市民意識を高揚させるような目的をもたらすことができる。
- ・排他的な概念規定ではなく、吸収するような形で柔軟に用語を使っていくべき。北九州市や豊田市がどうかではなく、この会議の中でどう考えるか、これまでは行政におんぶに抱っこしてきたということが出発点にあり、合併したことで市民の拠り所になる。
- ・この用語に対する賛否があったとしても、まちづくりや住民活動に関心を持って参加するような形になれば良く、そういう面での効果を期待する使い方の良いと思う。

〔中山座長〕

- ・最初に笠原委員から意見では、案をベースに基本理念はこれで良く、基本原則の第7条は「協働」ではなく「共働」として、内容を若干修正すれば良いということか。

〔笠原委員〕

- ・案の内容も同じだが、は「協働」では「共働」になっている。理由は分からないが、そういう書き方で、これは福岡市の例と全く同じことが書いてある。
- ・案が駄目なら、案を一部修正して使えば良い。
- ・平等な関係という点がどうも気になる。市民が主体ということで良い。

〔中山座長〕

- ・そうすると、案ということであれば、理念で「共働」を・・・

〔笠原委員〕

- ・構成は別にして、「きょうどうの原則」の説明文自体は案も案も同じである。ところが「きょうどう」の字が違うので、案をそのまま案に持ってくればそれで良い。

〔高橋委員〕

- ・個人的には、「協働」はもっと行政側が主導でやるべきだという意識があるので、互に対等な関係や立場というのは綺麗ごとだと思っている。

〔笠原委員〕

- ・これまでは「お上にすぎる」という発想があったが、それを変えていくべきという考えからすると、敢えて「対等な関係」などの表現は抜いた方が良い。
- ・対等等などと言わず、市民の責任だと言った方が良い。

〔中山座長〕

- ・今までの意見をまとめると、原則に「協働」が入っても良いとの話しもあったが、基本的には「共働」の原則ということになる。
- ・理念に関しては、ある程度網羅的なものでも構わないということが良いか。

〔笠原委員〕

- ・表面的には、案の内容でよくまとめられているように感じる。
- ・ただし、「協働」ではなく「共働」。

〔水口委員〕

- ・決して「協働」を否定しているのではなく、運用面で理解しようとしているので、理念や原則では「共働」でいいほしい。

〔中山座長〕

- ・ということは、「協働」が出てくるのは、第6章あたりになるか。

〔笠原委員〕

- ・おそらく出てくるのは、市民の章の第13条や14条からだろう。そのあとは、どこに散りばめていくかということになるだろう。
- ・執行機関や行政機関の支援というのも外せないで、その辺でも出てくるだろう。

〔井上委員〕

- ・途中からなので質問したい。
- ・タウンネットワーク懇話会の提言にある「協働」の原則、その辺を踏まえたものなのか。
- ・既にある「協働」と「共働」がどう違うのかということで、最終的に使い分けるといふことになるのか確認したい。

〔中山座長〕

- ・自分の理解の中では、「協働」があるけれども、あえて「共働」を使うということ。

〔井上委員〕

- ・提言書の「対等の原則」では、市民と行政に上下関係があるというような話はあるが、この条例の原則の中ではそうは謳っていない。
- ・そこを無視して良いのだろうか。
- ・提言書の5つの原則は以前に読んでいると思うが、それでも上下関係があるとか、「協働」は行政主体であるといった主観的なことで終わったときに、市民に対してどのように説明するのか。
- ・この提言書も、我々と同じく市民が作り上げたもの。感情的には、その違いは分かるが、最高条例の説明責任となった時に、どのように共通理解したのかを確認したい。
- ・自分はこれを読んだ時に、以前にも言ったように「共働（協働）」の概念の方が、心情的にも理想なのかと思う。
- ・まず、この提言書の原則を読んだのかなと思った。主観的に、そうではないとか、やっぱりこうだとか、皆が共にということは理解できる。しかし、この提言書も北見市民が作ったものなので、これ以上の「共働」という概念を説明するためには、もう少し共通理解を図った方が良いのかと思う。

〔水口委員〕

- ・一体どれだけ話をすればいいのか。今、井上委員が言ったことをやるなら、何回やっても限がない。
- ・今まで何時間話してきたのか。いい加減に結論を出してほしい。

〔井上委員〕

- ・そのために、今話し合いをしている。
- ・今のままでは、皆さん説明できない。

〔水口委員〕

- ・では、何時間やれば結論がでるのか。今言われたことをやるなら、同じことの繰り返しになる。
- ・これ以上、何回やれば気が済むのか。この論議はもういい。

〔杉本委員〕

- ・話の流れを切って申し訳ない。
- ・資料の「共働の原則」の例1「行政から独立したもの」のところで、市民の自立性・自発性といったことを入れてほしい。
- ・言葉の話で申し訳ないが、元々「共働」は市民側が自発的に行うものなので、そここの言葉を入れてほしい。
- ・水口委員と井上委員の間で話があったが、「共働」に関しては奥深いところがあって、住民自治の自発性のようなものが明確に「共働」に出ていないと差別化はできないと思う。
- ・我々が「共働」に期待をかけたのは、住民の自発的な意思によるまちづくりという点をポイントにしているので、それならもう少し密度を濃くやっても良いのではないか。

〔笠原委員〕

- ・その部分は、基本理念の2項目で住民自治の確立ということで「誰もが自立して暮らせるように」という表現がされているので、これを受けて「共働の原則」は関係性の問題だと理解して良いのかなと、自分では納得した。
- ・基本は、個人が自立して暮らせるように、そして最終的にまちづくりをするにはそれぞれの関わりがある。

〔杉本委員〕

- ・その言葉は、別のところにあるということか。

〔笠原委員〕

- ・自立するということは理念の中である程度謳っているもので、原則の方では関係性の部分だけで良いのではないかということ。
- ・市民が主役で住民自治の確立がメインだと考えれば、従来の北見市の「協働」の定義では謳っていても、現実的な行動としては説明しきれない。

〔逢坂副座長〕

- ・何回話しても堂々巡りになってしまう。

〔笠原委員〕

- ・そうでもない。
- ・今までの北見市で行っている「協働」の事業そのものを見ていけばそうかもしれない。だけど1市3町の北見市全体を市民として考えた場合には、それだけではなく他の存在や関係性も出てくるだろうということで、より広い概念で「共働」を入れてきたという意味合い。
- ・ただ、こういう説明をしても、全員が理解できるかどうか分からない。

〔井上委員〕

- ・ここにいる全員も理解できないのに、市民は分からないと思う。

〔高橋委員〕

- ・できる。前に資料を出している。これが主観的だと言うなら・・・

〔井上委員〕

- ・でも、共通理解されていない。
- ・話を聴いていると、杉本委員と笠原委員の言っている内容は全然違うと思う。

〔高橋委員〕

- ・同じになる必要もない。

〔笠原委員〕

- ・文節的に違いを言うのではなく、前回も言ったように大枠で合意できる部分について進めていかなければ駄目だ。
- ・これだけいろいろな人がいるので、誰か一人か二人が絶対に納得しないと進めないことになってしまい、会議として成立しない。全員一致となるまでやるわけにもいかない。
- ・だから大枠での同意でしかない。

〔井上委員〕

- ・それは分かるが、例えば「協働のまちづくり」を作った人に「共働」と「協働」の違いをどれだけ示せるかということ。

〔笠原委員〕

- ・それは前に、そこまでの論議はしていないという話になっている。

〔井上委員〕

- ・そこをしないと堂々巡りになってしまう。

〔高橋委員〕

- ・読んでもらいたい、自分が出した資料を。読んでないでしょ。8月30日に出したやつ。

〔井上委員〕

- ・それは読んでいる。

〔笠原委員〕

- ・一般的な「協働」で良いだろうということで来ていて、それが、この条例になった時に「共働」という用語が出てきて、検討した内容がより深く広く、全国各地でやっていることまで勉強しながら進めてきて、全員ではないが、北見市にとってはこの用語が良いのではないかとの了解を取り付けたものと理解している。

〔高橋委員〕

- ・いつも主体性の違いだということであって、「協働」は市民側が主体になるものと行政側が主体になるものとの両輪であるということをも話している。

〔水口委員〕

- ・前々回、そういう形で方向が決まったはず。なぜ、ここでまたこの話をしなければならないのか疑問である。
- ・このままでは進まない。

〔中山座長〕

- ・復習させてもらいたい。
- ・「共働」は住民主体ということで良いか。

〔杉本委員〕

- ・住民自治の方でやるのが「共働」で、団体自治と住民自治の共同体制の時には「協働」になる。

〔高橋委員〕

- ・誰も「協働」を否定していない。

- ・むしろ、行政主導でやっていくものが必要なものであれば必要で、しかし住民側が「協働」の方で好き勝手に何でもやりたがる、公益性があるからと言って何でもやるべきだ、やらせると主張すると收拾が付かなくなる。だけど、それも大事なこと。
- ・両方あるべきだと思うが、今までの「協働」の時には市民側が主体となる動きが実際にはほとんどなかったのではないかと。この前、行政側からも「あまり意識していない」との発言もあった。
- ・でも、それは仕方ないと思う。そういう時代でなかったから。

〔中山座長〕

- ・引っ掛かっているのは、井上委員も言っているように、実際にはそうでなくても、この場で話している「共働」の概念が文章には入っている。

〔高橋委員〕

- ・これからである。実際に調べて事例集などを出していけば良い。

〔杉本委員〕

- ・伴っていないのかもしれないが、現実に住民自治と団体自治があることは憲法上に明記している。
- ・住民自治に関しては、これまでどこの自治体の行政側もやってなかったことなので、新しい概念で実態がないと言えはそうなのかもしれないが、それは、これからのまちづくりで定義しなければならないことで、まちづくり参加の部分では欠かせないことなので、謳わなければいけない。
- ・たぶん、住民自治の話は初っ端だと思う。

〔中山座長〕

- ・説明責任という面から考えると、これは正しい説明ではないと思う。
- ・協働推進指針の中では「共働」のようなことが書いてあるが、ここの委員が思っている「協働」には、住民が主体で何かをするというイメージはまったく無い。自分も行政官だったので分かる。
- ・そうすると、「共働」が出る、住民一人ひとりが自由に活動を興すことという面で説明がし易いと思う。
- ・ただ、推進指針には「協働」に関して「共働」と同じ説明が書かれているので、そこが引っ掛かる。

〔笠原委員〕

- ・それは、ある意味で拡大解釈して良いのでは。
- ・用語についてもそうだが、これまで北見市で行われてきた「協働」の実態をこの会議で検討してきた中で、これだけでは役不足、活動を広げるためには説明が難しいと思う。
- ・北九州市ではまったく逆の考え方をしている人もいるが、北見市で考えた時には、歴史的な経過を踏まえつつ新しい概念（用語）を出した方が、新しいまちづくりの誘引としては良いのかなと思う。
- ・今の座長の説明を前面に出せば、大体解かりやすいと思う。

〔井上委員〕

- ・北見市の中にも、北九州市と同じ考え方を持っている人がいないとは限らない。

- ・そう考えると、もっと普遍性を大事にして分かり易い言葉にしたとき、「共働」はこれまでの「協働」とは違うという心情は理解するが、それを一般市民に伝える、さらに「協働」をつくった人たちに納得してもらうことが大事なのではないか。

〔笠原委員〕

- ・普遍性というのは、地域性や時間性が限定された新北見市民に対しての説明だと思う。
- ・これまで「協働」を使っていたということは解かるが、旧1市3町の中でも北見市では主に使われてきたが、3町側ではあまり使われてきていない言葉で、ある意味で僻みなのか偏見なのか、そういうニュアンスでの採り方も無いわけではない。
- ・あくまでも、限定された地域と時間の中で、現在住んでいる人たちに対して新しい北見市のまちづくりをどう進めていくかという場合には、新しい用語として作っていった方が進め易いのではないかというのが、この会議における大筋の合意だと思う。

〔井上委員〕

- ・そのことはよく理解できる。
- ・だから、そのためにも今までのものを無視しないでやっていくことになるのでは。

〔笠原委員〕

- ・無視も否定もしていないし、現実に否定はできない。

〔水口委員〕

- ・以前から、運用段階では認めると言っている。
- ・例えば、(仮)第13条の市民活動の項目などで触れていけると思う。それで十分ではないか。
- ・一番大事にして欲しいことは、今までの協議の流れを尊重すること。でなければ、いつまで経っても進まない。何回ぶり返せば済むのか。

〔井上委員〕

- ・これは話し合いのプロセスだから、ぶり返しではない。

〔水口委員〕

- ・何回やっても構わない。
- ・しかし、前回、座長から示された方向性で良いと皆で決めたはず。
- ・それなのに、なぜ、改めて話さなければならないのか。

〔中山座長〕

- ・今、重要なことを話していると思う。
- ・この会議には説明責任があるので、その説明の仕方を協議する必要があると思う。
- ・どちらを採るか。「協働」について、推進指針に書かれているようなことだと思っている人は世の中にほとんどいない。
- ・そのことを全員に説明して回ることで、新しい言葉を定義すること、どちらを採るかという話ではないか。

〔杉本委員〕

- ・理解してもらえるようにするのは技術的な課題であり、簡単な話。
- ・分かってもらえない危険性があるから方向性を曲げるといというのは本末転倒なことで、現実的に理解を得られるように技術的にクリアすれば良いこと。

〔高橋委員〕

- ・座長が言ったように、推進指針の中で「共働」のことも書かれているが、「共働」という言葉は、理想と現実を分けるツールなのかと思う。
- ・「共働」という理念が出てきて、「協働」と今までやろうとしていたものが揃って、そうなる推進指針のところ、本来、市が責任を持たなくても良いことや口を出せない部分に分かれると楽になるのではないか。

〔中山座長〕

- ・推進指針の方も、これから変わるべきということか。

〔高橋委員〕

- ・変わるべきというより、見直し時期に検討するべきことだと思う。

〔中山座長〕

- ・自分の理解の中では、皆さんに「協働」が広い意味で理解されていないので、この会議の中では新しい「共働」という言葉を定義して、それを共通用語として使おうということが出てきたのだと思う。

〔高橋委員〕

- ・逆に、その曖昧なところが抜ければ「協働」も効果的に表現できるようになると思う。民活を進めていくには必要なことである。

〔笠原委員〕

- ・まちづくりは活動なので、定義付けを行って、それによって事実が変わるわけではないので、むしろ「まちづくりに関して共に働きましょう」という呼びかけ、スローガンで具体的行動が生まれて、それによってまちづくりに繋がることを実体化する方法。
- ・これは、今までのような概念規定から出発するようなものではない。新しい言葉ができて現実が変わるかという話ではなく、現実動いているものの中で、今までの「協働」の働き方の理解と、新しく「共働」を使うことでどれだけ方向性が実体化できるかということが、今の段階では分からない。
- ・しかし、まちづくりに関してどちらが実体化し易いか。包容力のある言葉の方が実体化し易い気がする。

〔井上委員〕

- ・この資料の中では、で決めたのか。理念としては「共働」で、それを包括するための「協働」になったのか。

〔笠原委員〕

- ・これは、あくまでも事務局側が、考える素材としての提示だろう。

〔井上委員〕

- ・この資料は、前回までの話し合いの内容をまとめたものではないのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・理念と原則をどのように定義するのかという議論までしていない。
- ・今まで定義をするという話で進んできたが、それは難しいということで、理念か原則かというやり取りの中で、おおよそ3つの考え方が出ているのではないかと、そこを固めるために、敢えて3つの案を提示した。

〔中山座長〕

- ・出してはいるが、 のような話はしていない。

〔井上委員〕

- ・まったく同じ言葉は話していないが、前回の会議ではこういったことは出ている。
- ・それを具現化するところなるということで、まとめたものだと思って見ていた。
- ・「共働」を理念に入れて、その趣旨のことを今までのことを大事にするために「協働」を原則に入れようとするのが、 の案なのかと思った。

〔中山座長〕

- ・その方が良いと思ったが、前回の会議では、原則に「共働」を入れるということが主で終わっている。

〔井上委員〕

- ・自分は、理念に入れるという意見を出している。

〔笠原委員〕

- ・そうしたいろいろな意見があったので、事務局側で議論を基にこのように提示して、今日の会議で検討しようということではないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・この3つで決めようとしているのではない。もしかすると違うものがあるのかもしれない、今は、理念も原則も「共働」という考え方が多数を占めていると思う。

〔井上委員〕

- ・これは事務局が勝手に作ったのではなく、前回の会議で大きな3つが出たのではということでもまとめたものと理解して良いか。

〔事務局～企画課長〕

- ・ひとつにまとめることはできなかった。

〔合田委員〕

- ・市民協働推進指針を基にした、小学校区単位でコミュニティを形成していきたいという住民説明会に参加した。
- ・参加者の「忙しいのに、何の説明か」「これ以上、何をさせるのか」といった姿勢を見たときに、このまま推進して成功するのかという不安を感じた。
- ・一人ひとりのまちづくりに対する意識を変えなければならないと思い、まちづくりの主役は市民だということを胸に留めることと、あらゆる可能性を秘め、掛け替えのない存在であることを自覚することが大事で、一人ひとりの能動性がまちづくりの源であることを理念で訴えることが大事。
- ・一人ひとりの意識を変えて、自立の姿勢と公益のために共に手を携える共生の姿勢が土台となって、まちづくりが進むと感じている。
- ・その上で、共に学んで共に働くことを「共働」と定義したいと訴えなければ、根本的にまちづくりは成功しないと感じているので「共働」を前面に打ち出してほしい。
- ・その上で、市民同士の「協働」も市民と行政の「協働」、市民が信託する「市政」ということで、市民が主体であることを自覚すれば、能動的な姿勢が生まれる。
- ・そのことを条例に託したい。

〔井上委員〕

- ・今の話の中身は、まさに案の基本理念の中に表現されているのではないかと思う。
- ・「市民はまちづくりの主体である、個人の尊厳と自由が等しく尊重される、自由意思により行える」一つひとつの文章が、今言われたことを具現化している内容だと思う。
- ・あくまでも「共生、共働」の「共に」をとにかく大事にしたいということを理念に入れましたということは、十分に伝わっているのではないだろうか。

〔杉本委員〕

- ・今言われたことは、前文の中で、日常の言葉を使って、分かり易く謳うべきだと思う。
- ・理念は、それを要約した感じになる。前文の密度が決め手になる。

〔中山座長〕

- ・前文のキーワードは出ている。「共に考え、行動し、創りあげ、そして共に生きてく...」

〔高橋委員〕

- ・合田委員は、いつも肝心な所で戻るために同じことを言ってくれる。戻っているわけではないと思う。

〔笠原委員〕

- ・時間もなくなってきたが、具体的な話を少ししたい。
- ・国や道の補助を受けて整備された施設の中には、予算の関係や地域人口の減少によって維持管理が難しい状況になっているものがある。
- ・整備するときは良いが、今後は維持管理の予算や人手が問題となるだろう。その担い手として学校や自治会、老人クラブなどが出されるが、整備（計画）した当事者はどう考えているのか、できたら終わりという考えが非常に多い。
- ・「それはおかしいだろう」という話をそれぞれの場で今後はしていかなければならない。

〔中山座長〕

- ・原則の中に、ある種スローガンのような表現を盛り込む必要があるということか。

〔笠原委員〕

- ・今の話をしたのは、個々具体的な問題がたくさんある中で、それらをどのように解決したら良いのかということ、単純に条例を決めることや用語の定義を決めるといった話とは違うということの説明だった。

〔中山座長〕

- ・事務局に訊くが、「協働」が網羅的に書かれていて「共働」と同じように解釈できるが、意識としては「共働」なので、「共働」を原則に入れたいという場合、そういうものが原則に入ってきてても良いものだろうか。

〔笠原委員〕

- ・それは「検討市民会議」だから、この会議で決めれば良いこと。
- ・条例の形が他のまちに比べて少し変になるかもしれないが、それはそれで良いのではないかな。

〔水口委員〕

- ・事務局に問うのは構わないが、笠原委員が言うように、市民会議で決めていることなのだから、それを最大限に尊重してもらいたい。

〔中山座長〕

- ・それはそうだが、問題なのは、法律的に見て原則の中に随分と変なことが書いてあるということになっても拙い。

〔笠原委員〕

- ・前に参考として出した矢祭町自治基本条例のように、たった数条しかないものもある。一般的な形はあるだろうが、特に定まった形式はないことを認識した方が良い。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・いろいろと議論されているが、行政の今までの関わり方である「協働」の考え方は皆さん理解されていると思うが、ここでは「共働」の話がされている。
- ・結論から言うと「協働」も「共働」も同じ理念に立っているということは分かっていると思う。ただ、字のこと（定義）を考えた場合に、全然違うということが盛んに言われている。
- ・今、事務局（行政側）として言わなければならないことは、今まで市民会議等でやっていただいたことは「協働」でまとめていただいていたという結論がある。このことは、我々も尊重しなければならない。
- ・笠原委員が言われたように、旧北見市がまとめたものと新北見市が対応していくべきものは違うということ、新しい北見市の住民活動として考えたときに「協働」が良いのか「共働」が良いのかという考え方が示されているのだと思う。
- ・我々からすると、市民や議会に説明する際、「協働」と「共働」の2つが存在することは非常に難しく、井上委員の懸念と同じように、市民を混乱させるのではないかと考えている。
- ・ここで議論された「共働」をどういう形で成案に盛り込むのか、新しい北見市のものを決めていくにあたり、「協働」ではなく「共働」をどう位置付けていくのかということが問題であり、そういう意味でいろいろな定義をいただいている。
- ・例えば、前文の中で「共働」の概念を盛り込む。ただ、我々としては「協働」という過去の経過もあるので、そのことも思いつつ表現させていくという考え方が採れるのであれば、理念や原則の中で「協働」ということを各論として言葉で表現していくという形を採らせてもらえたら良いと思っている。
- ・「きょうどう」の結論が出ないのなら、「我々がやらなければならないことは何か」ということを文章表現することが重要だと思っている。
- ・今、笠原委員が留辺蘂自治区における問題点を指摘したが、自治会組織は今まで町役場との密接な関係により成り立ってきた面がある。「協働」の部分がもの凄く大きくあり、一概に否定するものではない。
- ・行政と市民が、これからもどういう形で組み立てていくかとした時に、「共働」の考え方も大事だろうが、逆に、地域を自立させていく手段として「協働」もあるのではないかとと思う。
- ・「共働」は住民自治の理想形だが、それだけでできるのかと考えると、役所としての役割と住民としての役割の部分だけは、きちんと盛り込ませてもらいたいというのが基本になるのかと思う。行政側は「私たちは知りません」とは言えない。

- ・「共働・協働」について何時間も議論してきた。その中で、それぞれの想いとして、市民の皆さんの自分達でやっていくという考え方は分かる。しかし、行政側からすると、どうやって市民のお手伝いができるかと考える立場にある。そのこの見方によって違ってくるということがあるので、この整理をどうするかということがある。

〔中山座長〕

- ・今、部長が言ったような考え方であれば「協働」と「共働」をはっきりと区別して書くことができる。
- ・行政が関わるのが「協働」という言い方で、そうでないものが「共働」ということであれば分かりやすいが、「協働」が行政のみでないことも書かれているので、その部分が問題になっている。

〔井上委員〕

- ・だから「協働」が括弧書きで入るように、「共働」が理想で市民主体だが、その中には「協働」を包括するという意味では、対馬市と反対になるが「共働（協働）」というイメージが、北見市の今までの概念とは合うのではないかと思う。

〔中山座長〕

- ・今までの概念を大切にするのではなく、今の指針を大切にすることではないか。今までは「共働」の概念がないので、「今から」ということになるだろう。

〔井上委員〕

- ・今までのものを大事にしながら、新しい考え方もということ。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・我々は、どうしても行政側から皆さんに手を差し伸べるにはどうするかと考えてしまうので、そういう意味では旧北見市での「協働」のまとめは、そのような部分があったのかもしれない。
- ・そのときの市民の方々は、そういう部分を理解した上で、そういうまとめをしてくれた。
- ・ただ、これからの行政は、市民の自由な住民自治を見ているだけで良いのかという部分をどう繋いでいくかが、最高規範となる自治基本条例だと思う。
- ・行政はどうしたら良いのかという所を考えてもらおうと、落としどころが見えてくるのではないかと思う。

〔中山座長〕

- ・もの凄く単純に考えると、「協働」の内容を元に戻してもらいたい。皆さんが思っているものに戻して「共働」を導入すれば問題は解決する。
- ・だけど、どんどん網羅的に膨らませてきたものを縮めるわけにはいかない。

〔事務局～企画財政部長〕

- ・笠原委員が言っていたが、新しい北見市だから新しい理念で良いという考え方もあると思う。だから「協働」から「共働」に変わるのだと。
- ・前の高橋委員から提出されたレポートには、「協働から共働へ」、「共働から協働へ」という両方の概念がまとめられている。
- ・その考え方は、井上委員が言うように括弧書きのような形で同じ考え方だということでもまとめていけるのかと思う。

〔高橋委員〕

- ・あまり言いたくない話だが、NPO活動をしていて、周りを見ると、自分がやっていることが一番公益性があって正しいことで、行政はもっと金をくれても良いのではないかという人が結構いる。
- ・「共働」がもっと開かれることによって、その人たちが一斉に大声を出すと、収拾が付かなくなる。
- ・市が全体を考えて、ある程度行政的にまとめていくようなルールができた上で、しかもそれが交通整理できる状態でなければならない。
- ・範囲を明確にすることが非常に大事だと思う。

〔笠原委員〕

- ・基本的に、この条例は戦略的に新北見市をどうつくっていくかという発想である。
- ・その場合、市民意識を変えていかなければならず、今まで行政主体できたことは歴史的にも仕方がないことだと思う。
- ・それを元に戻すということではなく、意識を変えることによって負担が分散されるという発想になるが、本来でいけば、自分達がやる部分とそれを補完してくれる部分を分けて考えなければならないということで、これを読むことによって市民としての意識づくりを学習してもらうような中身にしなければならず、単純にマニュアル化すれば良いという話ではないはず。
- ・この条例をつくることによって、補助金などで動く「協働」している人達は、まったくゼロの状態からスタートしなければならず、それを覚悟してもらわなければならない。
- ・そういった意識を変えるきっかけとしても、これがその役割を担っているのかと思う。

〔中山座長〕

- ・今回、この話をまとめて形となるものを作りたと思っていたが、難しいようだ。少しずつは進んでいるが。
- ・しかし、この話を次回に持ち越すとすると先に進まない。
- ・「協働」を運営の中で生かしていくということは理解されたと思う。
- ・ただ、皆の想いとしては「共働」があるので、基本的には理念の部分は今回の資料のような書き方をして「共働」を残す。そして、原則についても「共働」の原則として書く。
- ・ただし、「協働」に関しては、基本的に「共働」と同じような使い方をしていく。
- ・行政主体の部分だけを残せとの話もあるので、どのような出し方になるかは議論が残るが、指針の中にあるような「協働」の内容を「第3章 市民」に書いていきたいと思う。
- ・以前、まとめて提示したものは却下されたが、同じような形で次回提出したいと考えている。
- ・会議当日に見せられても困ると思うので、作成資料を事前に配布して、見てもらった上で会議に臨む形にしたい。
- ・このやり方で良いか。

〔各委員〕

- ・異論なし

次回の会議について

〔中山座長〕

- ・次回は10月29日の開催を考えていたが、作業に時間を要するので、11月半ば頃の開催としたい。
- ・その時に、文章化したものを提示したい。
- ・繰り返し確認するが、基本理念は今日の資料の「 」のような形で書き、基本原則の部分は「共働」の原則として書く。ただ、「第3章 市民」の中には「協働」を指針に則った形でしっかりと書く。そこで矛盾が生じるかもしれないが、それはその時点で話をしていきたい。

〔笠原委員〕

- ・行政が主体的ではなく、補完性の原理により市民協働が進められているということであれば、別段問題はない。

〔中山座長〕

- ・事務局から何かないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・今の話を確認したい。
- ・今日の資料の部分を修正したものを事前配布して、次回の会議で固めてしまうということが良いか。

〔中山座長〕

- ・そういうこと。

〔事務局～企画課長〕

- ・であれば、次回会議を29日と考えていたが、もう少し時間をもらいたい。
- ・理念と原則、「共働」の部分を固めるため、きちんとしたものを作って事前配布をして、次回会議でその確認をとって、その次の作業に移ればと思う。
- ・そうなると、次回までには、もう少し時間がほしい。
- ・日程については、別途案内する。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。